

令和2年度相談支援事業所に係る説明会(集団指導)資料

一般相談支援事業について

令和2年8月28日

群馬県健康福祉部障害政策課

一般相談支援事業とは

- **基本相談支援**（障害者総合支援法第5条第17項要約）
 - 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害児の保護者又は介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他便宜を総合的に供与すること
- **地域移行支援**（障害者総合支援法第5条第18項要約）
 - 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護、精神科病院等に入所・入院している障害者等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対して住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他便宜を供与すること
- **地域定着支援**（障害者総合支援法第5条第19項要約）
 - 居宅において単身その他の状況において生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な便宜を供与すること

地域移行支援・地域定着支援の概要（１）

対象者

<地域移行支援>

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者
児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象
- 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象
1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象

<地域定着支援>

- 地域生活を継続していくために常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者
 - ① 居宅において単身で生活する障害者
 - ② 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
→具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院・家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者
※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外

サービス内容

<地域移行支援>

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他厚生労働省令で定める便宜を供与
「その他の厚生労働省令で定める便宜」とは、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援など

<地域定着支援>

- 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他厚生労働省令で定める便宜を供与
「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに対応できる体制を確保することが前提
「その他の厚生労働省令で定める便宜」とは、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援

地域移行支援・地域定着支援の概要（2）

給付決定の有効期間

<地域移行支援>

- 6ヶ月以内。地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月以内で更新可能な更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断する。

<地域定着支援>

- 1年以内。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可

人員基準

- 従業者
事業所ごとに、1人以上の専従の者を配置する。
 - ・常勤非常勤を問わない
 - ・計画相談支援・障害児相談支援との兼務可
 - ・従業者のうち、1人以上は相談支援専門員
- 管理者
 - ・事業所ごとに、原則専従の管理者を置く
 - ・業務に支障がない場合は、他の業務や併設する事業所の業務と兼務可能

運営基準

関係様式（群馬県HP）：<http://www.pref.gunma.jp/02/d4210039.html>

<地域移行支援>

- 地域移行支援計画の作成
 - ・対象者ごとに地域移行支援計画を作成する。
 - ・作成に当たっては、利用者への面接や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者を招集した会議（計画作成会議）を開催し意見を求めなければならない。
- 相談及び援助
 - ・利用者への対面による支援（相談支援・同行支援）について、概ね週1回以上行わなければならない。
- 体験利用、体験宿泊
 - ・体験利用及び体験宿泊については、指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施できる。

<地域定着支援>

- 地域定着支援台帳の作成
対象者ごとに、緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成する。作成に当たっては、利用者に面接によるアセスメントを実施する。
- 常時の連絡体制の確保等
利用者との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握する。
- 緊急事態における支援等
緊急時に速やかに居宅への訪問等による状況把握を実施するとともに、利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的滞在支援等の措置を講ずる。一時滞在については、指定障害福祉サービス事業者に委託可能

<地域移行支援・地域定着支援共通>

- 運営規程の作成及び重要事項の掲示、公表
- 苦情解決体制の整備、事故発生時の対応、記録の整備等

※H30.3.30改正（H24.3.30障発0330第21号厚労省社会・援護局障害保健福祉部長通知ニ通称：解釈通知）

<地域移行支援・地域定着支援共通>

- 運営規程（基準第27条）
 - 「地域生活支援拠点等」である場合に運営規程に規定すること。
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（H29厚労省告示第116号）第二の三に規定する地域生活拠点等である場合には、その旨を規定し「地域生活支援拠点等の整備促進について（H29.7.7付障発第0707第1号厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の2（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。
- 秘密保持（基準第32条）
 - 業務上知り得た利用者又はその家族等に係る秘密保持について、雇用時の違約金の定めを削除
雇用時の取り決めなどの措置を講ずればよいこととした。
- 事故発生時の対応（基準第36条）
 - AEDの設置や救命講習等の受講が望ましい旨明記
なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することも差し支えない。

(参考) 自立生活援助について

自立生活援助とは？

▶ サービスの内容

- 平成30年4月から施行されたサービス
- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等（※1）から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間（原則一年間）にわたり、定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うもの。

▶ 対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での暮らしに移行した障害者等
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※2）
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

（※1）精神科病院等の「等」に該当する施設とは

- のぞみの園
- 宿泊型自立訓練事業所
- 児童福祉施設
- 療養介護を行う病院、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、更生保護施設）、保護観察所に設置された宿泊施設、緊急保護として利用させる施設

（※2）自立生活援助による支援が必要な者とは

- 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰返等）
- その他市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で、適当と認められる場合

(参考) 自立生活援助について (続き)

自立生活援助とは? (続き)

➤ 実施主体の要件 (サービスを提供できる事業者)

- 指定自立生活援助事業者は、次のサービス等を実施している事業者でなければならない。
 - 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
 - 宿泊型自立訓練
 - 共同生活援助
 - 障害者支援施設
 - 相談支援事業者

➤ 人員基準

- ① 管理者 専従 (業務に支障がなければ兼務可)
- ② 地域生活支援員 1人以上 (利用者25:1)
- ③ サービス管理責任者 30:1 (利用者数30人又はその端数を増すごとに1人追加)
※サービス管理責任者は、地域生活支援員との兼務不可

<他の事業所との兼務について>

- 自立生活援助事業所の従業者は、原則として専従とする。
ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者を当該自立生活援助事業所の管理者や併設する他の障害福祉サービス事業所又は施設等に従事させることができる。
※この場合、指定自立生活援助の従業者として勤務する時間を兼務を行う他の職務に係る常勤換算に算入することはできない。
- ※ 相談支援事業所の従業者、併設する他の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認める。

➤ サービスの併給禁止

- 自立生活援助は地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給は不可。(H30.2.26厚労省障害福祉課地域生活支援室地域移行支援係事務連絡)